

特定保健用食品に係る新開発食品調査部会の審議結果について

1. 開催日時及び開催場所

平成18年6月16日（金）10:00～12:00

中央合同庁舎第5号館6階共用第8会議室

2. 審議経過及び結果

平成18年6月8日付厚生労働省発食安第0608004号をもって諮問された別紙の品目の安全性及び効果について、食品安全委員会、新開発食品評価調査会において審議を行い、さらに、平成18年6月16日に開催された新開発食品調査部会において審議を行った結果、特定保健用食品として認めることとして差し支えないと判断された。ただし、「TGバランスつぶタイプ」については、条件付き特定保健用食品として認めることとして差し支えないと判断された。

(別紙)

| 番号 | 商品名 | 申請会社名 | 特定の保健の目的に資する栄養成分 | 保健の用途の分野 | 食品形態 | 特定の保健の目的が期待できる旨の表示内容 | 摂取をする上での注意事項 | 1日当たりの摂取目安量 | 審議又は報告の扱い※ |
|----|------------------|----------------|--------------------------|-----------|--------|---|--|--|------------|
| 1 | ステイバランスRJ | アピ株式会社 | ローヤルゼリーペプチド(IV, VY, IVY) | 血圧関係 | 清涼飲料水 | 本品は、「ローヤルゼリーペプチド(VY, IV, IVY)」を含んでおり、血圧が高めの方に適した食品です。 | 本品は治療を目的とした食品ではありません。体質によりまれにせきが出る場合がありますので、医師にご相談ください。また、妊婦中の方、又は妊婦している可能性のある方、腎不全の方は医師と相談のうえ、お召し上がりください。体調や体質(喘息及びアレルギー体質)により、まれにアレルギー症状が出る場合があります。その場合は、ご利用をお控え下さい。 | 1日当たり2本(200ml)を目安にお召し上がりください。 | 2 |
| 2 | ブレンディ香るブラック低糖タイプ | 味の素ゼネラルフーズ株式会社 | コーヒーマンノオリゴ糖 | 体脂肪関係 | 清涼飲料水 | 本品は、コーヒーマンノオリゴ糖を配合しており、体脂肪が気になる方に適しています。 | 飲み過ぎ、あるいは体質・体調により、お腹がゆるくなる場合があります。 | 1日2杯(300ml)を目安にお召し上がりください。 | 4 |
| 3 | TGバランスつぶタイプ | 日本サプリメント株式会社 | 豆鼓エキス(トリス) | 中性脂肪関係 | 豆鼓加工食品 | 本品は、豆鼓エキスを含んでおり、根拠は必ずしも確立されていませんが、中性脂肪が高めの方に適している可能性がある食品です。(条件付き特定保健用食品) | 本品は高脂血症の予防薬、治療薬ではありません。糖尿病の治療を受けている方や糖尿病の疑いのある方は、あらかじめ医師などの専門家にご相談の上お召し上がりください。 | お食事の時に2粒を目安にお召し上がり下さい。一日あたり6粒を目安にお召し上がり下さい。 | 4 |
| 4 | カテキン緑茶 | 株式会社伊藤園 | 茶カテキン | コレステロール関係 | 清涼飲料水 | 本品は、茶カテキンの血清コレステロールの吸収を抑制する働きにより、血清コレステロールを低下させる飲料です。コレステロールが高めの方の食生活の改善に役立ちます。 | 多量に摂取することにより、疾病が治癒したり、より健康が増進できるものではありません。 | 紙容器(250ml)・1日2本、食事の際に1本を目安にお飲みください。PET容器(500ml, 1L)・1日500ml、食事の際に250mlを目安にお飲みください。 | 4 |

※審議又は報告の扱いは、食品衛生分科会における確認事項の新開発食品調査部会の表の数字である。

新開発食品調査部会
(特定保健用食品に係る安全性及び効果の審査)

| | | 食 品 規 格 の 範 囲 | | 部 会 | 分 科 会 | 諮 問 の 有 無 |
|--|--|---------------|--|--------|-------------|-----------------------|
| 薬 事 ・ 食 品 衛 生 分 科 会 審 議 会 に 諮 問 す る 食 品 規 格 | 食 品 衛 生 分 科 会 審 議 会 食 品 規 格 | 1 | 食品のうち、部会の意見に基づき、安全性や効果からみて慎重に審議する必要があると分科会長が認めるものの安全性及び効果の審査に関すること。 | ○ | ○ | 有 |
| | | 2 | 新たな特定の保健の目的に資する栄養成分を含む食品の安全性及び効果の審査に関すること。 | ○ | △ | 有 |
| | | 3 | 既存の保健の目的に資する栄養成分を含む食品であって、新たな保健の用途に適するとされるものの安全性及び効果の審査に関すること。 | ○ | △ | 有 |
| | | 4 | 既存の特定の保健の目的に資する栄養成分を含む食品であって、既存の特定の保健の用途との新たな組み合わせを行う食品の安全性及び効果の審査に関すること。 | ○ | △ | 有 |
| | | 5 | 特定の保健の目的に資する栄養成分と特定の保健の用途の組み合わせが既存の特定保健用食品と同一の食品であって、特定の保健の目的に資する栄養成分の1日当たりの摂取目安量、食品の形態又は原材料の配合割合が大きく異なるものの安全性及び効果の審査に関すること。 | ○ | △ | 有 |

注) ○印は審議、△印は報告を示す。